

○栃木県屋外広告物条例施行規則の一部改正

栃木県規則第44号

栃木県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年8月25日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県屋外広告物条例施行規則（平成11年栃木県規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「鉄道車両」の次に「及び軌道車両」を加え、「L R T停留場」を「軌道停留場」に改める。

別表第3中「鉄道車両を」を「鉄道車両及び軌道車両を」に改め、「及び鉄道車両」の次に「又は軌道車両」を加える。

別表第4中「L R T停留場」を「軌道停留場」に改める。

附 則

この規則は、令和5年8月26日から施行する。

(都市計画課)
